

令和4年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（6月29日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第14号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	3
質疑	4
鎌内つぎ子君	4
（答弁）坂本施設管理課長	4
鎌内つぎ子君	5
（答弁）柴岡参事兼業務課長	5
鎌内つぎ子君	5
（答弁）柴岡参事兼業務課長	5
鎌内つぎ子君	5
（答弁）柴岡参事兼業務課長	5
鎌内つぎ子君	6
（答弁）坂本施設管理課長	6
鎌内つぎ子君	6
（答弁）坂本施設管理課長	6
鎌内つぎ子君	6
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	6
鎌内つぎ子君	7
氏家善男君	7
（答弁）柴岡参事兼業務課長	7
氏家善男君	8

(答弁) 柴岡参事兼業務課長	8
氏家善男君	8
(答弁) 坂本施設管理課長	9
氏家善男君	9
(答弁) 坂本施設管理課長	9
佐藤弘樹君	9
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	10
佐藤弘樹君	10
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	11
佐藤弘樹君	11
横山悦子君	12
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	12
横山悦子君	13
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	13
横山悦子君	13
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	13
横山悦子君	13
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	14
横山悦子君	14
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	14
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	15
横山悦子君	15
表決	15
議案第15号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	15
質疑	16
鎌内つぎ子君	16
(答弁) 佐藤施設整備課長	16
鎌内つぎ子君	17
(答弁) 佐藤施設整備課長	17
鎌内つぎ子君	17
(答弁) 佐藤施設整備課長	17
鎌内つぎ子君	17
(答弁) 佐藤施設整備課長	17
鎌内つぎ子君	18

(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 8
鎌内つぎ子君	1 8
氏家善男君	1 8
横山悦子君	1 8
(答弁) 佐藤施設整備課長	1 9
横山悦子君	1 9
(答弁) 佐藤施設整備課長	1 9
横山悦子君	1 9
(答弁) 佐藤施設整備課長	2 0
横山悦子君	2 0
表決	2 1
議案第16号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	2 1
質疑	2 1
鎌内つぎ子君	2 1
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 2
鎌内つぎ子君	2 2
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 2
鎌内つぎ子君	2 3
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 3
鎌内つぎ子君	2 3
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 3
鎌内つぎ子君	2 4
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 4
鎌内つぎ子君	2 4
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 4
鎌内つぎ子君	2 5
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 5
鎌内つぎ子君	2 5
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 5
鎌内つぎ子君	2 5
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 5
氏家善男君	2 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 6
氏家善男君	2 6

(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 6
氏家善男君	2 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 6
氏家善男君	2 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 7
氏家善男君	2 7
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 7
氏家善男君	2 7
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 7
佐藤弘樹君	2 8
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 8
佐藤弘樹君	2 8
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 9
佐藤弘樹君	2 9
(答弁) 大石消防本部消防次長	2 9
佐藤弘樹君	3 0
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 0
佐藤弘樹君	3 0
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 1
横山悦子君	3 1
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 1
横山悦子君	3 1
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 2
横山悦子君	3 2
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 2
横山悦子君	3 2
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 2
横山悦子君	3 2
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 3
横山悦子君	3 3
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 3
(答弁) 櫻井消防本部消防長	3 3
横山悦子君	3 3
表決	3 4

提案理由の説明（伊藤管理者）	3 4
表決	3 5
閉会	3 6

令和4年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和4年6月29日（水）

午前9時50分開会～午前11時50分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第14号 大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第4 議案第15号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 第5 議案第16号 財産の取得について
- 第6 議案第17号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第14号 大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第4 議案第15号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第5 議案第16号 財産の取得について
- 日程第6 議案第17号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

4 出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 関 武 徳 君 | 2番 佐 藤 弘 樹 君 |
| 3番 鎌 内 つぎ子 君 | 4番 横 山 悦 子 君 |
| 5番 氏 家 善 男 君 | 6番 中 山 哲 君 |
| 8番 早 坂 忠 幸 君 | 9番 三 浦 英 典 君 |
| 10番 米 木 正 二 君 | 12番 久 勉 君 |
| 13番 鈴 木 宏 通 君 | 14番 平 吹 俊 雄 君 |
| 15番 吉 田 二 郎 君 | |

5 欠席議員（2名）

- | | |
|------------|---------------|
| 7番 福 田 弘 君 | 11番 後 藤 洋 一 君 |
|------------|---------------|

6 説明員

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 管 理 者 伊 藤 康 志 君 | 副 管 理 者 猪 股 洋 文 君 |
| 副 管 理 者 早 坂 利 悦 君 | 副 管 理 者 相 澤 清 一 君 |
| 副 管 理 者 金 森 正 彦 君 | 事 務 局 長 兼 藤 島 善 光 君
総 務 課 長 |

兼 長 課 事 長	柴 岡 雄 司 君	設 管 理 課 長	坂 本 徹 君
參 事 課 長	鈴 木 修 一 君	設 備 課 長	佐 藤 忠 房 君
參 事 長	櫻 井 俊 文 君	消 防 本 部 長	大 石 誠 君
消 防 本 部 長	日 向 裕 昭 君	消 防 次 長	

7 議会議務局出席職員

事 務 局 長	安 倍 潔 君	次 兼 議 事 係 長	高 橋 正 樹 君
主 事	小 口 優 君	總 務 課 長 補 佐 長	水 上 吉 治 君

会 議 の 経 過

開 会

午前9時50分

○議長（関 武徳君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和4年第3回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（関 武徳君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（関 武徳君） 日程第1、本日の会議録署名議員を指名いたします。2番佐藤弘樹議員、15番吉田二郎議員のお二人にお願いいたします。

本日の欠席通告者は、7番福田弘議員、11番後藤洋一議員でありますので、御報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（関 武徳君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第3 議案第14号 大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第3 議案第14号大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） おはようございます。

令和4年第3回大崎地域広域行政事務組合の臨時議会、大変にお忙しい中、猛暑の中、御参加、御出席ありがとうございます。

説明を申し上げさせていただきますが、その前に、コロナもおかげさまで当地方も減少傾向で落ち着いてまいりました。やっと日常を取り戻しつつありますことを安堵いたしております。

また、梅雨明けは正式に宣言されておりましたが、連日、危険な暑さを感じるような猛暑が続いております。熱中症での救急搬送も例年に増して増えているようでありますので、御自愛をいただければと思っているところであります。

それでは、説明を申し上げさせていただきますが、議案第14号大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

議案書の1ページ及び条例の一部改正に関する資料をお開き願います。

本組合の一般廃棄物処理施設のうち、施設の統廃合により稼働を休止しております大崎広域西部玉造クリーンセンター及び大崎広域西部加美クリーンセンターにつきましては、令和5年度に解体を予定しております。そのため施設を廃止する必要があることから、大崎地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の別表から、両施設に関する事項を削るものでございます。

以上、議案第14号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） おはようございます。

議案第14号大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、質疑をさせていただきます。

今回の条例は、西部加美クリーンセンターと西部玉造クリーンセンターを廃止することですが、廃止するまでの至った経緯についてお伺いします。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

宮城県ごみ処理広域化計画において、大崎広域は大崎・栗原ブロックに属し、災害処理機能維持から、大崎地域は西部、東部地区に各1施設、栗原地域は1施設の3施設体制で進むことが平成19年2月に了承されております。

これを受けまして、廃棄物処理法に基づき構成市町1市4町と連携し、長期的、総合的な視野に立って処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、平成19年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、その後、組合議会でもお示ししているところでございます。

その中で、老朽化による施設更新計画を進め、西部玉造クリーンセンター及び西部加美クリーンセンター並びに中央クリーンセンターを統合して、新中央クリーンセンターに移行し、東部エリアにつきましては東部クリーンセンターの長寿命化を図っていくという内容のものでご

ございました。したがって、それらの計画に基づいて、施設を統廃合いたしました。

このことにより、令和5年度に西部玉造クリーンセンター、西部加美クリーンセンターを解体する計画でありますことから、施設を廃止するものであります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 広範囲だから、大崎、古川に集中するのはあれなのですが、収集運搬距離の延伸に伴って運搬経費が増加すると思うのですが、その中間のところに施設の整備などは検討されなかったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 今、鎌内議員から、中継施設を考えなかったのかという質疑でございますが、中継施設というのは非常にコストがかかりまして、維持管理費が多額であります。

また、なぜ多額になるかと言いますと、まず計量器等も必要ですし、生ごみ等の対策で臭気対策、それらが必要になります。そうすることによって財政負担が非常に大きくなるということで、統廃合のメリットもなくなりますので、中継施設については建設しないという方向で進んだものでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。

それでは次に、廃止後、市民に不便をかけない施策についてお尋ねいたします。

災害のときの対応については、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 先ほど、坂本施設管理課長からもお答えしていると思いますが、大崎管内は東西に長いわけです。それで、当初、大崎・栗原ブロックでは、大崎・栗原で一本というようなお話があって、協議会で進めていたということでございます。

ただ、その中で、現在の2市4町になりますけれども、2市4町で協議した結果、栗原市は1施設、ここ大崎管内は東西に長いということで、東西に1施設ずつで危険分散、災害対応ということで考えて、あくまでも大崎広域に1つということではなくて、2つに分けたということがあります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） さすが、分かりました。そこら辺は了解しました。

次に、廃止後の活用策についてお尋ねします。地元の意見は聞く考えはあるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 廃止後の活用策につきましては、施設管理課で一応計画を立てておりますが、玉造クリーンセンターにおきましては、解体後、売却の方向ということを考えて

ております。

加美クリーンセンターにつきましては、隣にし尿処理施設があるものですから、そちらの将来の候補地ということで考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 玉造ですけれども、売却する方向だということなので、そこら辺は地元の意見は聞くのでしょうか。一番心配しているのは、迷惑施設など来ないようにという地元の声があるのですけれども、そこら辺はどのような考えなのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

組合としましては、土地は、先ほども柴岡業務課長が申し上げましたとおり、玉造は売却する方向で考えております。

それで、玉造の土地は目的用地として購入しておりますので、廃止すれば普通財産になるということで、共同処理事務を担っている組合としましては、そのような財産を持つというのは好ましくないということで、売却する方向だということでございます。

○議長（関 武徳君） 地元には迷惑がかからないようなということでの質問です。

○施設管理課長（坂本 徹君） 地元には迷惑はかけないようにはしたいとは思いますが、土地を売却するということですので、一般的にその売却の条件での売却になりますので、その後、土地の利用に関しましては、各種方面の法律等によって制限がされるのかと思っております。

すみません。以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 地元には迷惑をかけない施設にしたいと思うと、条件の中にきちんと入れてやればいいことだから、そのように答弁していただきたいと思います。

○議長（関 武徳君） 答弁できますか。（「もう一回」の声あり）

坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） その辺に関しましては、今後、調査研究してまいりたいと思えます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 調査研究では駄目です。そうだったら地元の声をちゃんと聞く、そしてそれを踏まえた上で調査研究だったら分かるのですけれども、そこら辺はどうなのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

このことに関しましては、議員も何らかの形で情報が入っていると思うのですけれども、これまで地元から要望書等も出てきてございます。この要望書の中には、地域振興をしてくれという内容が主なものでございました。

しかしながら、議員も御承知のように、当組合においては共同事務を担う事業体ということでございますので、地域振興は、簡単に言えば業務の範疇外ということになります。あくまでも共同で事務を持ち寄って効率的にこなしていくのが当組合の目的でございますので、そういったところで地域振興をどこまで踏み込んで当組合がするということはできないということで、地域にはお答えを申し上げているところでございますが、今、管理課長が、例えばその売却先に対しての条件ということをコメントしたのですけれども、そのことも議員が掘り下げて回答いただきたいということだろうと思うのです。それで、実はその要望書の中にも、地域振興施設という条件を入れてくれというようなニュアンスの文言が入っておりました。このことにつきましては、議員も御承知のように、あそこの場所につきましては、裁判の係争中の場所でもございましたし、その要望いただいている団体も原告団の皆様ということもございましたので、手前ども代理人と、いわゆる弁護士と相談をして、対応させていただいているということでございますので、そういった意味で、管理課長は今後、調査検討していくと回答させていただきましたので、この辺のところを慎重に取り扱ってまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 私は、要望書の中身も何も分からないのですけれども、やっぱりあそこの場所については、迷惑施設とか、そういうのではないほうがいいかと思ったので、地域の人も思っていたので、それだけちゃんと踏まえて検討、研究していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

5番氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 議案第14号、前者と似たような内容になりますが、今回、西部玉造クリーンセンターの廃止によります統廃合は、かねてからお聞きはしておりましたが、これによりまして遠隔地となる鳴子温泉地区、特にここは大崎管内でも旅館、ホテルが多いところでございまして、営業ごみが非常に出てくるということで、自己搬入ということでごみの処理をしなければならぬのです。それが、今回の西部玉造クリーンセンターが廃止することによって、こちらの桜ノ目まで自己搬入しなければならない。かなりの負担が大きくなるということで、何らかの対策を求めてほしいというような声が大きかったのでありますけれども、これらの要望について、何か対策は講じられたのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

要望に対する対応ということなのですが、大崎市には西部玉造クリーンセンターの廃止に伴う要望書が、鳴子温泉地域観光協会、旅館組合等、12団体の連名によって提出されたということはお伺いしております。

その内容につきましては、鳴子温泉地域の負担軽減というような要望と伺っておりますが、

先ほども藤島事務局長がお答えしておりますが、当組合の役割といたしましては、1市4町の共同処理という事務でございます。一般廃棄物の処理に関しましては、中間処理、最終処分等の業務を担っております。ある一定の地域に対するごみ処理手数料の軽減措置とか、そういう部分については、大崎市の住民サービスとしての役割であると考えられます。当組合としては、1市4町の負担金により運営されておりますので、その辺を御理解願いたいと思います。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） そうですか。細かい部分については、それぞれの自治体が対応しろと、こういうような結論になるわけですね。

いずれにしても、次に例えばの話でありますけれども、農家において、例えばビニールだとか、肥料袋とか、廃プラ処理というのがよくある。年に2回ほど処理をやっています。これを資源化するというような意味で廃プラ処理の事業があるわけでありまして、例えばこの場合は、農家がいわゆる時間を区切ってその収集場所まで持って行って、そして収集車で即運ぶというような方法で処理しているのですけれども、このごみについても、例えば収集車を今回廃止になる西部クリーンセンターに待機させて、朝8時から10時まで搬入してくださいと。そして、持ってきたものは、あとは広域で処理してくれると。そのようになると、事業者、利用者にとっては、かなり利便性が高くなるし、経費の負担もそれほどかからないというようなことで、従来とすれば時間の制約はあるけれども、そういうようなことをやっていただければ非常に利用者にとっては助かる話なのですけれども、そのような方法というのは考えられないのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） これも先ほどお答えして、繰り返してしまう部分がありますけれども、中継施設的な役割ということで氏家議員がおっしゃっていると思います。まず、中継施設となりますと、先ほども申し上げたとおり臭気対策や汚水対策が必ず必要となります。ホテルや旅館のごみにつきましては、主に食品残渣がメインになると思いますので、それらの対策を講じないと、近隣住民への、反対に公害の発生の起因になるということも考えられます。

先ほどもお話ししております中継施設には、非常に簡単のように見えますけれども、経費がかかります。トラックスケール等の整備、車両の待機。それで今、ホテルとか、旅館ということでお伺いしているのですけれども、実際は一般搬入者、一般事業者のことも考えなくてはならなくなるのです。そうすると、まるっきりの中継施設となってしまうと費用が非常に多大になり、財政負担になるということが考えられますので、その辺は対応できないという結論に至った次第でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 広域でやっている事業でありますから、それぞれの地域の部分についてはそれぞれの自治体というような答弁でございますので、これ以上あれしてもうまくないと思いますが、いずれにしてもこれは持ち帰ってちょっと勉強させていただきたいと思います。

次ですが、今後の方針については分かりました。

この項の最後ですけれども、小動物の焼却についてです。資料を頂いて、いわゆる改正案の部分について、小動物の死体ということになります。これは1体につき2,000円、その他の焼却については1,000円という内容なのですが、これについて御説明をいただきます。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

まず、この専用炉ですけれども、中央クリーンセンターにつきましては、この専用炉を設置してございまして、こちらが1体につき2,000円ということで、こちらはペット専用で処理しているということでございます。

それから、その他の部分でございしますが、この部分に関しましては専用炉がない施設になります。言ってしまうとごみの焼却炉と一緒に死体を焼却するということになりますので、専用炉以外の部分が、その他という表記で1,000円ということになっているということでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 小動物の分類ですと、今イノシシも非常に焼却していただいておりますけれども、イノシシといっても200キロ級から小さいものまであるのですけれども、それらは同じ分類でよろしいのですか。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

イノシシも小動物のくくりで受入れを行ってございます。イノシシにつきましては、今、議員お話しありましたとおり非常に大きいものですから、ペットの専用炉には当然入りませんで、ごみ焼却炉にごみと一緒に焼却という形での処理ということになっている状況でございます。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私からも議案第14号一般廃棄物処理施設の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、質疑をさせていただきます。

私は1項目だけ質疑を出させてもらっていますけれども、広域行政というのは1市4町で構成されている各基礎自治体があるわけですが、その周辺住民の方で、やはり窓口業務とか、いろんな意味合いで日頃接するという部分ではなくて、まさしく広域のための行政ですので、今、前段の議員質疑にもありましたとおり、いろんな大きな財政効果、あるいは今後の効率化等々は分かるのですが、やはり施設を整備する際と解体した後というのは、非常に周辺住民への説明というのが大事なだろうと私は思うのです。

この議会で話すことイコール周辺住民へのいわゆる説明責任には、決してつながらないので

す。我々議員が、あるいは管理者はじめ皆さん方がということもあるかもしれませんが、一部ホームページにも掲載していることは分かりますが、やはりこういう施設を広域でずっと長いこと運営してきたわけなので、最後のいわゆる手じまいではないのですが、整理をする、こういったときに、その財政効果、激変緩和、できない理由もある、あるいはこういったことに対しての問題もある、要望が上がってくる。最初の件も同じなのですけれども、きちんとかういった説明を分かりやすくしていかななくてはいけない。この繰り返し、圏域の住民皆さん方の御理解につながって、ならばこれはやむを得ないと、人口の問題がある、いろんな今の計画の問題もあるということですので、その観点から質疑をさせていただきます。

果たして、利用されてきました玉造と加美の周辺地域地区住民への説明に関しましては、どの程度開催されてきて、現状としてきちんと理解がされていると思っているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

当組合といたしましては、今回の議題となっております玉造クリーンセンターの廃止、加美クリーンセンターの廃止の件についてですけれども、西地区熱回収施設整備に絡みまして、大崎広域では、平成26年10月、令和元年7月、令和3年10月頃ということで、広報では周知しております。

また、先ほど議員からもお話しありましたが、広域のウェブサイト等でも掲載するとともに、各クリーンセンターの窓口等で直接搬入する事業者、利用者の方に周知いたしております。

一般家庭ごみを集積所から運搬する毎日の仕事なのですけれども、委託業者等についても、あと旅館やホテル等から集める許可業者等についても、組合で説明会を開催して説明をしていたという経緯はございます。

今回、鳴子温泉地域の方が遠くなるかというお話で、いろいろ説明会等を開催させていただいて、組合でも、大崎市と同席させていただきまして、鳴子温泉の区長会、あと岩出山の区長会、あとは鳴子温泉の旅館組合の理事会、温泉郷観光協会の理事会等、出席させていただいて、御説明はしていたということでございます。

それで、議員おただしの市民が納得するような説明をしなくてはならないのではないかとということなのですけれども、納得という部分については、なかなかどこまで納得するかというのは非常に難しい御判断かと思えます。ただ、組合側といたしましては、利用者に周知徹底はある程度していたと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 今、柴岡参事からのそういう答弁があったわけでございますけれども、私も少し調べさせてもらいましたら、その説明ですとか、いろんなことをやっているところは拝見し、また過去の広報とか、ウェブサイトにも掲載をしてきたということは分かるのですけ

れども、市議会もたまたまこの4月に改選を行いまして、私の居住は鹿島台ですけれども、昨年ぐらいから私のほうにも、鳴子の方から連絡を頂戴しまして、こういう問題があるのだと。今、要望書の話も出されましたけれども、やはり何でもそうですけれども、自分の住んでいる地区から遠くなってしまうということが不便に感じるわけで、そこの方々に対しては、全員が全員、万全に情報を仕入れる状況でもないということがありますから、財政に対しても、今後の整備に関しても、その見通しも含めて、ある程度期間を置いて、整備とか、廃止後も皆さん方に理解を求めるという役割は、私は広域のほうとしては当然必要だろうと思っております。

今現在も、そのウェブサイトを見てみますと、3つのクリーンセンター等々は記載されていますけれども、もちろんこの経緯がすぐに分かるものではないということですから、どういう経緯や理由によって、今後、整理統合されて、今回の広域で3つの処理施設に集中されて、分散してあるのかということの説明申し上げたほうがよろしいかと思うのです。

昔は迷惑施設と言われていたかもしれませんが、今となっては非常に貴重な、その処理施設に関しても財産、役割を果たされていて、やはり利便性が高い場所にあることが当たり前になっている方々は、少しの説明会で話が分かってもしようがないのかなと。やっぱりいざなくなってみますと大変だというのが、一般住民とか、業者の方々のお声なのです。せめてその部分を、この経過経緯、今後のことを含めましてきちんと広報していく役割、説明をしていくアカウンタビリティ、こういったものが大事なのかと思えます。もう一回、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 貴重なアドバイスありがとうございます。

確かに経緯というのは、一般住民はやはり知らないのかなと。我々、議員方には、先ほど言ったように、施設管理課長が話したように、平成19年2月に大崎・栗原ブロックのこととか、議会には報告はしているとは思いますが、一般住民に対しては、この施設が統廃合なるというのは、なかなか発信がされないという部分があると思えますので、その辺のアドバイスもいただきましたことから、広域のウェブサイトに掲載、こういうわけで施設を統廃合したのだというようなことが載せられれば、検討、研究させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 今、私もたまたま東部クリーンセンターに1週間に一遍程度搬入させてもらってしまして、中央のほうにも2週間に一遍程度、出させてもらってしまして、恐らくここにいる誰よりも直接の利用頻度が高いのだろうと思っております。玉造と加美のほうは利用したことがほぼないのですけれども、その2つの施設は利用させていただいてきているということですので、やはり遠くなるという部分が、皆さん非常にシンプルに住民サービスの低下を感じる部分でございます。

私たちの役割としては、もちろん私も議員として説明をする必要が、責任がございますが、やはり執行としましてもそこは十分に考えていただいて、斎場の件、今回は関係ありませんけ

れども、こういった処理施設に関しても、ある程度、その時期に出たいろんな議論を分かりやすく示していく、公表していく、広報していくということは、繰り返し過ぎることもないと思うのです。そこに住んでいる方々の大問題なのです。

少し遠いといっても、やはり業務に行ってこいで1時間、2時間違うわけですから、その辺は御理解いただきたいと思います。広域としての施設の役割があったのだから、それが果たし終わった現在、やはりある程度取っていただいて、分かりやすく内容、経過をお示しする。これは、そこに住んでいる団体とか、グループの方が話すのではなくて、広域の執行の皆さん方がずっと説明をしていくのだということの役割は、きちんと感じ取ってほしいということをお願いしまして、私の質疑を終えさせていただきます。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） それでは、私からも議案第14号、質疑させていただきます。

前段の議員3人とも、この件についてお話しされましたけれども、やはり私も鳴子方面の方からも、かなりこの問題について相談された経緯がございます。先ほどお話しされた鳴子とか、旅館、ホテル、そういう人たちの残渣を運ぶときに、やっぱり本当に遠くなると。委託業者を頼んでも高くなる、ガソリンも高くなるということで、そういった形で御相談になった経緯もあります。

そういったことで、やはり平成19年2月に了承されたと。そして平成19年3月に、基本計画によって、これは計画なのですと言われても、やっぱり市民は、これは分かっていないのです。1年ぐらいになって市民の人が慌てているような状況でございました。

やはり佐藤議員もお話ししたように、もうこのように計画が平成19年3月の基本計画に載っているのだったら、もっと市民の皆様の説明をしていただかなければならないなど。本当に要望書も12団体も出されましたけれども、その辺のところをお話しされていて、あと内容の件については分かりました。

それから、西部玉造クリーンセンターの利活用ということで、これも前段の議員もお話しされましたけれども、やはり今、係争中の場所でもあります。この係争中、令和5年に解体予定ですが、この土地売却が、いつ頃売却の予定なのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

議員おただしの売却の時期でございますけれども、当初の予定では、解体後に売却の公募を行うと考えていたところでございます。しかしながら、現在こういったコロナ禍で地域経済が疲弊しているということで、仮にその募集のフラグを上げたところで、すぐにはうちが買いますというところが出てくるかという懸念がございましたので、できればその募集期間を今回長く取りたいということで、今回、行政財産であると売り買いができない、貸付けもなかなか1年という制限がかかってしまうということで、できないので、これを普通財産に下ろすこ

とによって、そういった行為が行えるということで、今回、臨時議会で上程し、御提案させていただいて、普通財産に下ろすために、この条項からこの2つの施設を削除させていただくというところでございます。

売却の時期なのですけれども、今回の手続が終わりましたので、早速、不動産鑑定等を入れて、引渡し時期を令和5年度の解体後ということにして、公募の時期を長く取って、買っただけの方を探していこうと。

例えば、解体後から募集をして、なかなか手を挙げる人がいないという場合は、俗に言う塩漬け期間というか、それが長くなってしまうと。そうなってくれば、当然、構成市町にも御迷惑をかけるので、そういった期間を極力短くしようということで、早速、今回議決をいただければ不動産鑑定をして、すぐにでも、その結果に基づいて引渡し時期を解体後として、売却手続に進んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 詳しく説明いただきました。

また、令和5年に解体なのですけれども、解体の予算というのも大体出ているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 今年度、解体の実施計画の予算計上を既にさせていただいておまして、設計を組んで、来年度の当初予算で解体の予算を御提案させていただきたいと考えてございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 玉造だけのようだけれども、加美も同じような形でよろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 加美についても同時期に実施するのですけれども、先ほど担当課長から言いましたように、加美については売却ではなくて、念のため申し上げますけれども、スイッチング用地として使っていくということで御理解賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。

それから、市民の方、鳴子の方もすけれども、ほかの議員からも、今日、議会あるのですと言ったら、いや私も鳴子からいろいろ相談あって、それでちょっと議会でお話ししてもらえませんかという要望がありました。

実は日曜日の搬入、この考えについて聞いていただきたいのだというお話でした。私も市民からこの話もいただきまして、よく調べてみたら、登米クリーンセンターは月1回、日曜日にこの搬入がオーケーなのです。やはり市民からは、会社勤めの方が、土曜、日曜に片づけて、そのまま本当ならば荷物を片づけるのを焼却場へ持っていききたいのだというお話がありました。そうでないと一々を会社休んでまで持っていかなければならない、また別な業者を誰か頼まなければならないと。そうすると、物を捨てるのに高額になりますので、その辺のところ、今後

どうか日曜日、毎週とは言いませんので、月1回でもいいですから、その辺のお考えをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 日曜日の搬入についてということで質疑いただいておりますが、調べましたところ、宮城県内には焼却施設が14施設ありまして、当組合のように一部事務組合を含めまして11事業主体、市町村もあります。

そのうち、登米市のように、第2日曜日のように毎月決めて受け付けている市町村、一部事務組合は2施設でございます。不定期に日曜日、四半期に1回とか開いているところも2施設あります。

一方で、当組合のように、祝日であっても月曜日から金曜日まで受け付けている事業主体は、大崎広域のほかに3施設しかないのです。ほかは、大体の施設は祝日は休みになっているということなのです。他の10施設は、祝日は直接搬入を受け付けていないと、祝日は休みだということになっております。一般の家庭ごみの収集運搬車は受け入れていても、直接搬入車はやっぱり受け付けていないというのが実情でございます。

登米市にも確認させていただきました。登米市では、祝日に受け付けていないので、日曜日に受け付けているということでございます。

議員がおっしゃいましたとおり、休みの日にやはりごみを出したいということは当然であります。ただいま申し上げたように、当組合は祝日がなくて、全部祝日も受け付けているということですので、その辺を御理解いただけないかと思えます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） なかなか難しいようでありますけれども、今各家庭で断捨離と言って、いろいろ片づけているのです。うちでも随分片づけましたけれども、本当に不要なもの、やっぱり結構出るので。やっぱり祭日とか、祝日は、やっていますと言うけれども、その辺のところが今回は難しいような話ですけれども、継続してその辺のところを検討していただきたいと思うのですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 議員の御要望ということでお伺いしますけれども、まず組合でも祝日等の出勤で、人の手だてが大変非常に四苦八苦していて、例えば5月の連休中も職員は休まないでやっているということでございます。あとは8月のお盆も同じでございます。なかなか日曜日ということになりますと、最低五、六人は必要になります。受付、クレーン、住民との荷物の下ろし方、確認ということで、五、六人は最低。そうすると、各施設それらの人数をカバーするとなると相当の、時間外手当を出せば済む話ではありますが、なかなかこのような財政の中で厳しいので、現在では難しいかと思っております。

今後、いろいろ各施設の状況を鑑みまして研究してまいりたいと、そう考えております。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 議員おっしゃるのも分かります。どちらを取るかということだと思っております。まずできるところからということで、祝日も当組合ではそういったごみの受入れをしているのだという告知を、まず露出を大きくしてまいりたいと思いますので、まずはそこからということで、御理解賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。本当に祝日もやっていると、やっぱりその辺のところを少しブログなりなんなり、しっかりと分かるように、それも掲示していただきたいと思っておりますので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。
ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑がないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。
討論がなければ、採決いたしたいと思っております。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。
これから議案第14号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第14号大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第4 議案第15号 工事請負契約の変更契約の締結について」

○議長（関 武徳君） 日程第4 議案第15号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第15号工事請負契約の変更契約の締結について御説明申し上げます。

す。

議案書の2ページをお開き願います。

本議案は、平成31年4月17日付で議決を得ました西地区熱回収施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部を変更いたしたく、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約変更の主な内容につきましては、令和4年度から令和5年度に実施いたします旧中央クリーンセンター及び動物焼却棟の解体に係るアスベスト除去工事費の増額分として2億1,802万円を追加したもので、変更契約の締結に関する資料1ページのとおり、令和4年6月8日に工事請負変更仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第15号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第15号工事請負契約の変更契約の締結について、質疑をさせていただきます。

アスベスト除去について、当初分からなかったのか、どうなのか、まずお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） お答えいたします。

議員おただしのこの件につきましては、去る6月3日に開催されました議員全員協議会で御説明申し上げ、その後に今回の契約変更先駆けた補正予算要求でもお認めいただいているところでございます。

その際も御説明させていただきましたが、組合で行った平成18年度のアスベストの調査におきましては、旧中央クリーンセンターはアスベスト不検出との結果でしたので、アスベストは含有していないものと認識していたところでございます。失礼しました。平成18年は簡易調査でございます。

あわせて、令和4年2月下旬まで旧中央クリーンセンターは稼働しておりましたけれども、稼働中の焼却施設では調査にも限界がございまして、下地材までのサンプリングのために天井や床部分のコア抜きした部分などから雨水などが流入した場合、漏電などによりまして火災の発生などが懸念されますので、詳細なサンプリング調査はできなかった部分もでございます。

その後の新中央クリーンセンター稼働後に、本格的な事前調査に着手した結果、壁、それから天井、それから下地材やパッキン類にアスベストの含有が確認されたという経緯を、前回6月3日の議員全員協議会で御説明させていただいております。

このように、稼働中に調査ができなかったため、アスベスト除去のボリュームを把握できませんでした。全体量が把握できなければ、除去に要する金額等も正確に積算できなかったもので、

今回の契約変更に至ったところでございます。

以上のように、旧中央クリーンセンター稼働中は詳細なサンプリング、それから調査ができなかったという部分について、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 旧中央クリーンセンターは、築年数は何年だったのですか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 旧中央クリーンセンターは、昭和63年3月に竣工いたしましたので、34年経過しております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） アスベストの使用建材は、いつ頃から使用されたのか御存じだったでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） アスベストは平成18年に完全使用、それから製造禁止になっておりますので、それ以前は難燃性の素材として多用されていたものと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） アスベストは1955年、私が生まれたときから使用されて、そして60年代には、高度成長期には、ほとんど使われたのです。ここの築年数を見ますと昭和63年ですから、使われていたということが分かるのではないかと思いますので今回質疑したのですけれども、そこら辺は簡易で分からなかったと、不検出だったということだったのですけれども、やっぱりそこら辺の築年数と建物の材質によって、ある程度把握すべきではないのかと思ったのですけれども、そこら辺はいかがなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 繰り返しにはなりますけれども、組合としては平成18年度に国の指導に基づいて、施設の一斉アスベストの簡易調査を行っておりまして、そこではアスベストは不検出でした。当時は吹きつけアスベストということで、建材の表面とか、すぐさま飛散する部分の簡易調査をさせていただいたと。

ただ、今回の場合はそういった表面部分ではなくて、建材の下地、それから床材の下の部分ということで、穴を空けたりして、部材をすっきりサンプリングして、詳細なそういう調査が必要になるということで、施設が稼働中はそういったものはできない、止まってからしかできないので、その全体のボリュームが把握できなかったという内容でございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） ですから、可能性は判断できないと駄目なのですよ、やっぱり吹きつけのそれだけでは。ほかのところもほとんど60年代は全部使ったのだというから、そういうアスベスト。床とかそういうので、耐久性から何からよくて使ったということなので、そういう可能性はちゃんと判断して、ちゃんと検査すべきだったのではないかと思います。そうすれば、最初からアスベストについて分かっていたら、予算ももう少し減ったのではないかと思いますので、そこら辺は今後、もうそういうような調査をすることは無いと思うのですけれども。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 私からお答えさせていただきます。

このアスベストにつきましては、西地区熱回収施設を建設する際に、当然その要求水準書、俗に言う仕様書のようなものなのですけれども、その仕様書の中で、アスベストが、私どももまるっきりないとは思っていませんでした。なので、その要求水準書の中で、アスベストがあるかもしれない、ただボリューム、いわゆる契約をするには金額を出さなければならないということでございますので、ボリュームは調査しなければつかめないということなので、そのボリュームがどうか分からないから、後からもし出てきたら契約変更しようというような内容になってございました。

したがって、2月の操業停止後に本格的な調査を実施して、ボリュームをつかんで、金額をはじき出して、契約に至ったというところでございます。

また、平成18年の調査につきましては、これは国から通達がありまして、調査項目というのが定まっているのです。その調査項目に定まった項目を調査した結果、簡単に言えば表面的なものです。そこではなかったというところけれども、繰り返しなりますけれども、でも議員おただしのように、年代的にも当然アスベストが入っているだろうということで、要求水準仕様書の中にそういった可能性を入れておいて、今回の変更契約に至ったということなので、御理解を賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 了解しましたので、終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

5番氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 私の発言順であります。ただいま、稼働中のため詳細な調査ができなかったというような内容でございました。理解しましたので、取り下げます。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 議案第15号について質疑させていただきます。

アスベスト除去についての予算、今なぜなのかということでありましたけれども、これは全員協議会のときに説明いただいて、納得しました。また、前段議員のお話でも納得しました。

それから、今後補正があるのかということなのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） お答えいたします。

今後もアスベストの補正があるのかという御質問でございますが、現在、旧中央クリーンセンターの稼働停止後に全ての箇所の下地材まで詳細なサンプリング調査を行っております。着手時は、アスベスト除去対策箇所と、それ以外の区画として、建物内を区分して作業を行いますので、解体が進むにつれて、現状よりもアスベスト除去対象が増加するということはないものと認識しております。

しかしながら、その他の関連工事の中で、新たな問題とか、想定外の災害等、そういったものが発生した場合には補正が生ずる可能性があることは御承知いただきたいと考えております。以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） この資料には、アスベスト除去の範囲が、面積が1, 241.1平米ということで、床、天井、内壁、外壁、結構広範にわたってのアスベストが入っているので、そういう関係で補正についてお聞きしました。

それで、次に進みますけれども、アスベスト除去後の廃棄場所と方法について伺います。

こういった市民の健康に大変影響を及ぼすアスベストなので、今回の三菱、佐藤工業、それから古川土地の共同企業体でありますけれども、今回そういったものをどこに廃棄するのか、その場所と方法を教えてください。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） アスベスト除去後の廃棄場所と方法についてということで、お答えさせていただきます。

まず、旧中央クリーンセンターから除去したアスベスト含有建材につきましては、ほかの廃棄物と区別できるよう色分けして、黄色と透明の袋に入れまして、それを飛散しないよう二重に梱包します。それを運搬時には、その運搬車両の荷台にカバーをかけて、雨水とかで流出、それから運搬時の落下防止、そういったものの対策を行って運搬する計画でございます。

次に、廃棄場所についてでございます。

廃棄場所につきましては、工事契約受注者に確認いたしましたところ、アスベスト含有建材は特別管理産業廃棄物というふうに分類されます。適正処分といたしまして、特別管理産業廃棄物の収集運搬処分の許可を有している仙台環境開発株式会社が所有する仙台市青葉区芋沢の管理型の最終処分場に埋立処分するという計画でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） いや、初めて聞きました。仙台の芋沢まで持って行くのですね。私は大崎圏域のどこかこの辺にするのかと思ったものですから。仙台まで、その運搬がかなり重層で二重に、トラックの上にもちゃんとシートをかけて飛散しないようにということで、かなり重層

な形で搬入されるということで安心しました。

それから、作業員の安全対策ですけれども、簡単でいいですので、すみません、よろしくお願ひします。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） アスベスト除去に従事する作業員の安全対策ということだと思いますので、お答えさせていただきます。

まず、アスベストは吸い込んで肺がんとか中皮腫になるというふうなことが報告されておりますので、そのような健康被害を防止するために、石綿取扱作業従事者の資格を有する作業員が現場に常駐いたしまして、労働安全衛生法、それから石綿障害予防規則に沿った安全対策を実施しているところでございます。

装備といたしましては、化学防護服、それから防じんマスク、眼鏡、そういったものを装備いたしまして、作業員が作業中にアスベストを吸引することを防止するよう努めているところでございます。

それから、作業区画につきましては、アスベスト含有建材除去時に、飛散抑制剤、そういったものを噴霧して湿潤化を図りまして、アスベストの飛散量を減らして、同じく作業員の吸入防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。

このアスベストの除去については、今、厚生労働省もかなり法律が変わっているようです。やはり業者の方は、それは御存じだと思いますけれども、しっかりその辺の法律にのっとってやっていただきたいと思います。市民の健康、安全を守る、そういった意味から、事前の届出とか、それから飛散防止対策、それからアスベスト飛散の状況をしっかり監査しながら、法律にのっとってやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

「日程第5 議案第16号 財産の取得について」

○議長（関 武徳君） 日程第5 議案第16号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第16号財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本議案は、高度救命処置用資器材の購入について、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回整備する資器材は、令和4年6月3日付で議決を得ました古川消防署及び遠田消防署に配備する高規格救急自動車に積載するもので、主な資器材として、患者監視装置や自動体外式除細動器を装備し、圏域住民への救命を主眼に置いた救急隊による高度な救命活動を行うことができるものとなっております。

入札方式は、令和4年度大崎市入札参加資格登録業者を対象とした条件付一般競争入札を採用しております。

入札参加条件として、診療関係機器及び器具の納品が可能で、高度管理医療機器等販売業許可を取得していることを参加資格条件として、申請のあった1者による入札を行い、予定価格の範囲内で有効な入札をした日本船舶薬品株式会社仙台営業所を落札者と決定し、契約の相手方として、令和4年6月8日に物品売買仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第16号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第16号財産の取得について、質疑をさせていただきます。

まず初めに、入札参加者1者の理由について、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

1者の理由と申されましたのですけれども、今回これらの事業については、今年度だけでなくて、これまでも毎年のように実施、購入してまいりました。

それで、昨年度までは、指名競争入札ということで実施してまいりました。指名競争入札のときには、11者に指名通知を出しまして、2者から応札をいただいていたという状況でございます。そのときの平均的な落札率は大体95.2%でございました。

今回、今年度から一般競争入札を当組合では採用させていただいてございます。この原因の一つには、昨年度、小沢議員などからも、やはり透明性、さらには競争性をより高めるべきではないかという意見がありました。したがって、一般競争入札を導入したほうがいいのではないかというお話を小沢議員などからいただいたところでございまして、構成自治体であります大崎市も、既に一般競争入札を取り入れているということで、私どもも今年度から取り入れたという状況でございます。

一般競争入札の場合、該当する事業者を大体手前どものほうで絞り込みまして、それを公告という形で出します。なので、それを見た事業者が応札をいただくということなので、1者だけで何でほかの手を挙げなかったかという理由までは、手前どものほうでは把握し切れていないというのが実情でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、入札参加者は11者で受け止めてよろしいのですか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 昨年度の指名競争入札のときは、対象業者は11者ということにございましたけれども、今年度につきましては48者が対象になっていたというところでございます。

それで、これは関連、類似する議案ということで、6月3日の議案質疑の際にもあったのですけれども、そのときにもお答え申し上げているように、一応参考見積りをいただいた事業者今回2者いただいているのです。そちらには、やはりコストをかけて参考見積りを頂戴しているものですから、今回、公告になりましたよという御連絡は、参考見積りをいただいた事業者には、お声かけはさせていただいてございます。でも、1者しか応札がなかったというところでございます。

一方で、これは御懸念されるのが競争原理というところだと思います。ただ、指名競争入札というのは、大体どういう業者に声がかかったかというのは、やっぱり分かっている話です。これが一般競争入札となると、結局、公告は出しているけれども、どこが手を上げるか分からないということで、やっぱり本当に取りたければ、自分が参考見積りを出した金額よりもさらに下回って、どこが手を上げるか分からないわけですから。ということで、今回は落札率が91.7%ということで、ある程度、本気になって取りに来て、効果があったのではないかとい

うふうに私どもは感じているところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 前回は1者で、やっぱり競争が働かなければ、1者の談合とか、そういうことも一切ないし、競争もないし、見積りも1者だけの見積りで積算すると、予定価格が高くなるような心配もあるので、そこら辺、競争できるように、今後、改善できないのかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

見積りについては、参考見積りを2者から頂戴して、そちらの安いほうを採用させていただいて、設計に反映させていただいているところでございます。

今回、複数の議員からこういったような質疑を頂戴してございます。私も不安に感じまして、世間の情報というものを仕入れさせていただきました。そうしたら、栗原消防本部につきましては、8者にお声がけをして、応札あったのが1者で、この応札については、今回私どもが仮契約を交わさせていただいております日本船舶になります。落札率が98.3%。登米消防本部については、17者に依頼をしております、応札が1者、これも日本船舶、落札率が88%。あと、何と仙南消防本部につきましては、これは複数の業者にお声がけではなくて、最初からこの日本船舶に随契という形で、このエリアではここの企業しかないということで、仙南本部では随契をしたのだらうと思われまます。

今回の入札公告に当たりまして、対象を県内ということで、先ほど48者ということにしたのですけれども、これを例えば全国まで広げるとなると、現在大崎市の入札管理システムに登録しているのが、今回の48者プラス13者、61者になるのです。61者になったとしても、余り大きな変化が現れるということは想定できないのですけれども、ただ来年度に向けて、いろいろ研究をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） ぜひ検討していただきたいと思います。落札率91%だから、もう少し下げていただければと。なぜかという、これから聞くのですけれども、それぞれの自治体でやっぱり財調も減っていくと、負担率が大変になってくると思うので質疑しているのですけれども、そこら辺を受け取っていただきたいと思います。

次に、高度救命処置用資器材の仕様書、この仕様書があれば、あまり私、今回質疑しなくてもよかったと思うのですけれども、それを最初によこしていただければよかったと思います。昨日まで議会中だったので、調査もできなかったのも、それは私の問題もあるのですけれども、保証期間なんかはどのようになっているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

仕様書の保証期間、これに関しては当消防本部では明記はしてございません。その理由は、

この説明資料にもございますが、各機器ごとに保証期間が設定されておりますことによるものです。

その資器材ごとの保証期間に関しては、説明資料①から⑫まで資器材が紹介されていると思うのですが、その中でも最も保証期間が長いものは、自動体外式除細動器（AED）というものが5年の保証期間となっております。それ以外の資器材に関しましては、1年の保証期間と資器材ごとに定められていることから、仕様書には保証期間の明記をしていないものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 了解です。仕様書、ほかの全国のを見ますと、1年なのです。12か月となっているので、AEDは5年と、これはそのとおりでよろしいですので、分かりました。

それから、除細動器については、定期的に点検、メンテナンスはしているのでしょうか、するのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

各機器の点検に関しましては、当消防本部では、消防機械器具管理規程というものを定めまして、その中で、毎朝交代時における交代時点検、それから機器を使用したごとに行う使用後点検、それから毎週1回行います毎週点検というものがございます。そのほかに、機器に臨時的、緊急的に不具合が生じた場合は、これは早急にメーカーに連絡をしまして、その不具合の解消のために点検整備を行っているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、維持、結構もつのではないかと。そういうことやっていると、維持管理、ずっと結構長くもつのです。そこら辺はすばらしいなど、今後もそのまま続けていただきたいと思えます。

それから、資器材等の使用実績はいかがなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

これは、紹介している高度救命処置用資器材は、大きく12品目ございます。その品目ごとの使用実績を一つ一つ紹介は、時間の関係上できませんけれども、大きなところで御紹介申し上げます。

まず、⑦の自動体外式除細動器、これに関しましては心電図を伝送できる、そういう資器材でございます。その使用実績に関しましては、令和3年は23回、令和2年は27回、令和元年は23回。これの使用目的は、主に心肺機能が停止した傷病者様に心電図の波形の確認、それを市民病院に伝送して、待機しているドクターに確認していただくということです。

それから、遡りますが、⑥の患者監視装置、これに関しては、使用目的としては、救急車内で患者様の体内数値、いわゆる生命兆候ですが、血圧、それから心拍、あと呼吸数、あとは二酸化炭素の濃度を測るもの、そういったものの器械でございますが、令和3年は8,306件、令和2年は7,773件、令和元年は8,835件、このような主な資器材の使用実績となっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 本当に助かっている、本当に市民の命を守っていただいているということを実感しております。

次に、高規格救急自動車は、何台現在あるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 現在は、全てで13台ございます。そのうち11台が各署所に配置している救急車で、これが現役で走っている車でございます。残りの2台は、予備の救急車ということで、現行の救急車が不具合が発生した場合は、途切れることなく救急活動に対応するべく用意しているものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 最後になりますけれども、高規格救急資材計画はどのようになっているのでしょうか。今言われたように署所11台ということで、さっき言ったメンテナンスとか、いろんなことやって延ばして長く使っていただいたほうがいいのですけれども、資材計画はどのようになっていますか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答え申し上げます。

今回整備いたします高度救命処置用資器材に関しましては、これは車両と一体として更新をしているものでございます。ですので、車両の更新が年数で言えば10年、それからキロ数で言えば走行距離が20万キロメートルを達したものと、どちらかを目安として更新をかけているものでございますので、それと同様に、この高度救命用処置資器材に関しても、その計画にのっとり更新を計画的に進めているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） その計画がどのようになっているのか、示していただきたいと思います。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） この計画に関しましては、車両整備長期計画というものがございまして、主に5か年ごとに車両の整備等をかけて、1年に1回見直しをかけて、中長期計画としております。

以上でございます。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

5 番氏家善男議員。

○5 番（氏家善男君） 大分理解しましたが、議案第16号財産の取得について、若干質疑させていただきます。

今の質疑の中でお話があったかと思いますが、該当する業者数です。今回の入札に関しての該当する資格を持っている業者数を再度お聞きいたしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 今回、一般競争入札につきましては、条件を県内に定めてございますので、県内では48者となっております。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5 番（氏家善男君） 48者ある中で、今回1者だけの応札ということです。見積りも2者から取っているというようにお話でありましたけれども、なぜ1者だけになったのか。その辺の考えられる理由というのは何でしょう。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、その辺のところは、私どもは事業者でないの知るところではないというのが実情でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5 番（氏家善男君） それだけ、業者ではそんなに仕事がいっぱいあるのかどうか分かりませんが、結果的に1者だということです。

では、次に移りますけれども、予定価格の算出方法ということで、見積りが2者から取られたようであります。この業者ですが、取られた見積り業者と、今回落札した、応札した業者というのは、一緒になるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 参考見積りを一応2者から徴収しました。そのうち1者に応札をいただいて、その業者様が落札をしたというのが実情でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5 番（氏家善男君） 見積りを出した業者が落札したということでもあります。

この辺あたり、その見積り価格と応札、落札した価格には、ちょっと開きはあるのですね。この辺あたりでやはり見積りの価格、そして落札した価格、ここに開きは当然出てくるわけがありますけれども、その中で競争原理が働いたのかといたら、91.7%だから、要は働いているという話ではあります。

応札する業者に、競争原理を働かせる、透明性を持たせるためには、一般競争入札にしているわけでありますから、この辺あたりの状況をもう少し改善しなければいけないのではないのかという感じはするのですが、いかがでしょう。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

先ほども参考事例ということで申し上げましたけれども、このエリアとして応札する事業者は、この仕事に登録はしているけれども、実際今そこに本腰を入れて札を入れてくる業者というのは、私の主観になりますけれども、この日本船舶しかないのかなというのが、例えば栗原消防本部であったりとか、登米消防本部であったりとかということがあります。先ほど鎌内議員にもお答えさせていただきましたけれども、例えばこの対象エリアを全国に広げると61者になります。では、そういったときの声かけをどうするのかというところを、今後研究してまいりたいというお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） それでは、最後になりますけれども、契約書、仮契約書になりますけれども、契約金額、それから納入期限が決まっておりますが、これは議会が通ればこの契約金額が決定するわけでありまして。納入期日の契約金額は、いわゆる納入が済んだ時点で納入されるのか、その辺の情報というのはいないのですか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 今のおただしというのは、納入になってからお金を払うのかというおただしということで理解しての答弁になりますけれども、当然、品物が納品なれば、納品の完了検査というものを実施させていただいて、検査確認後、うちから合格通知を出して、それに基づいて受注者から請求書が来て、支払いというプロセスになってまいりますので、御理解賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） もう一つ。納入したときに、いろんな器材のいわゆる使用方法なりなんなり、こちらに業者が来て、取扱いについていろいろ説明や取扱いを指導するという、その辺まで入っているのですか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

先ほど藤島事務局長が答弁したとおり、資器材の納入がされます。その際、担当課として立ち会って検収を行います。仕様書どおりに製品がそろえられているか、その機能が維持できているか、そういったものを納入業者に確認しながら、一つ一つ検品をして、そして間違いないというところを踏まえて、完成検査に至ります。

その後、業者に対して、ある程度の期間、操作する救急隊員への資器材の取扱い研修、そういった期間を設けて、機器が間違いなく操作できる、そういう体制を取っております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私からも議案第16号財産の取得について質疑をさせていただきます。

この間の臨時会でも議決した案件で、いわゆる救急自動車の今度は積載の部分ではなくて、いわゆる2台分に積み込む高度救命処置用資器材の購入費用であるということで、前段ではその資器材内容も紹介されまして、なおかつ1者にしか入札が及んでいないということに対する質疑も行われたところでもございましたので、私は県内におけるその件数等々も理解をしたところですけども、その中で入っていきます。

今回の概要につきましては、今御説明がありました自動体外式除細動器等々含めまして、あと患者監視装置、12点ほどイメージ写真ということで御紹介を頂戴している部分でしたけれども、これ以外のものは記載されていないと思うのですが、これは一部なのでしょうけれども、これ以外には何点ほどあるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まずもって、説明資料の高度救命処置用資器材の①から⑫まで掲げている資器材、これに関しましては、その本体と解釈していただきたいと存じます。

これ以外に、附属品、それから消耗品がございます。附属品としては、例えば患者監視装置だったり、それから除細動器だったり、今ほとんどコンピューター制御ですので、それを駆動させるソフトウェアが附属されるものもございますし、それからあとは血中酸素濃度、それから呼気に含まれる二酸化炭素濃度を測定するためのプローブ。プローブというのは細いチューブで、センサーがありまして、それでもって各数値を測定するというものもございます。そういったものが、この附属品というところに含まれます。

あと、消耗品では、各記録用紙とか、あと心電図パッド、胸に張りつけるもの、あとはAEDの除細動を行うための除細動パッド、こういったものは1回使い切りですので、消耗品というものがございます。

そういったもろもろの資器材が、これ以外には含まれております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 大変分かりやすい丁寧な説明、答弁で、①から⑫が本体だと。これに対する消耗品と附属品がいっぱいあるので、まだこれ以外にもたくさんあるということでの代表的な紹介をしていただいたところでした。

その観点でお話しさせていただきますと、既存の資器材との整合性という通告を出させていただいていますけれども、消防自動車は大体、普通は七、八年だと。ただ、広域の場合ですと10年程度過ぎたもので、順次、更新を図っていますと。当然ですけども、この資器材も、新しいものと古いものが混在してくる可能性があるのかと思うのです。メーカーだったりとか、その使用方法、取扱い。今、研修は受けるというふうなことで、当然プロ中のプロの人命

を預かっている救命救急士の方々、これに関しては習熟されているのは、私も釈迦に説法かと思うのですが、その辺理解をしたいと思っていますので、新しいものと古いもの、順次研修を受けていくと思うのですが、一般的には機器は当然、新しいものは使いやすくなるわけです。その点はあるかと思うのですが、既存の資器材との整合性、こういったものが新旧ありますけれども、現在いかが取り組んでいるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まず、新旧取り混ぜて資器材が混在するというところでございますが、まず今回整備いたします高度救命処置用資器材に関しまして、今使っている資器材は、まずもって予備の救急車にそのまま積み替えということになります。ですから、新しい資器材と古い資器材が混在するということは、原則ございません。

ただこれ以外の資器材で、例えば見た目、それから使用頻度、それを考慮して、まだ耐久があるという資器材もございます。この資器材は、主にストレッチャー関係ということで、患者を搬送するための車輪付きのストレッチャーではなくて、いわゆる担架のようなスクープストレッチャー、もしくは交通事故で全身固定を必要とする外傷患者に対してバックボード、そういった資器材は、これはそもそもが丈夫に作られているものですから、それはまだ使い得るだろうという判断で、これは載せ替えというか、入替えということで、まだ使うということになります。

そういったことから、このような高度資器材で機器が混在するということは、基本的にはございませんけれども、それでもメーカーには違いがあっても、共通規格ということがございます。例えば、心電図パット、これは機器が変わってもコネクタは同一ということだったり、酸素吸入バルブの接続コネクタも、メーカーは違っても共通規格ということがございますので、その辺で新旧取り混ぜて資器材が混在したとしても、整合性は十分担保されているものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 昨今ですと、2年半前から、いわゆる新型コロナがございすけれども、今回の整備の中には、この救急車の中には、感染防止用の資器材というものが特に入っているのかと、私も見受けられなかったものですから、確認させていきたいのですが、別扱いなのか。感染用の例えば服ですとか、それ以外の機材、器具等々に関しては必要がないのか、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 大石消防次長。

○消防本部消防次長（大石 誠君） 基本的に、コロナ禍における救急資器材、高度救命用資器材については、今回更新するものについては以前のものとは変わっておりません。

コロナ対策として必要とするものにつきましては、例えば救急隊が感染防止のためのタイベ

ックスーツ、あと患者から感染防止するための例えば養生シートといった消耗品、こういったものについては、コロナ禍において必要とする資器材は増えてまいりますし、それについては消耗品として購入させていただいております。使用される、こういった整備をする資器材、財産取得に伴う資器材については、基本的に変わっておりません。

以上となります。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 最後の部分になりますけれども、先ほど質疑の中で、消耗品ですとか、そういった管理等々も少し議論があって、答弁もありました。機械器具点検要綱等々に基づきまして、かなり多く、その前後ですとか、定期的なものですとか、こういったところできちんとこの点検はしているのだという答弁でしたが、いわゆる救急隊員の方々が、こういった機材を使われる中で、実際に現場のほうで使われているプロ中のプロの方々にいっちゃいますから、使いやすさ、こういった器具とか、モニターですとか、そういったものに関しましても、こういうものがないのではないかとか、その改善策ですとか、違うメーカーのものですとか、いろんな使用に対する意見ということも、私は現場の隊員というのはお持ちなのかなと思っております。これだけ件数が多いと、やっぱり医療機関からの情報や、御自身たちが使っていく中で使いやすさというものに対しても、かなりいろんな現場の知見が情報収集で集まると思うのです。そういった意見も反映させて、今回のような更新ですとか、入替え、新規等々の整備になっているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まず、この高度救命処置用資器材を扱う隊員は、主に救急救命士がメインとなっております。それで、この救急救命士を指導する立場にある指導救命士なるものが、警防課には2名おります。この指導救命士の職員は、現場活動を5年以上経験して、かなり現場活動では豊富な知見を持っている職員でございます。そういった職員が、今回のような高度救命処置用資器材、もしくは高規格救急自動車等の整備のための仕様書、そういったものを組み立てております。

ですので、議員おただしの現場の隊員からの声というところは、もう蓄積されて、その結果、仕様書なり、この資器材なりに十分反映されているものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 大変、消防行政にも、私も少しずつ理解が深まっている部分でございます。たまたまそういった救急の現場ということも私も居合わせる、あるいはお聞きすることが多いところで、その現場で皆さん方が、当然プロとしまして、決して不足がなく、お困りがなく、こういった資器材に関しましては、話を聞きますと、いろいろ財政上のことも考えながら、必要なものに対してきちんと予算を使っているのだということも担保されているようでございますので、全く不足なく、現状としましては、メンテナンスや消耗品等々も含めて、この辺の

資器材関係の予算，更新計画にのっとなってきちんとやられているということは明言できますね。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まず住民の安全・安心，これの確保が大崎広域消防の使命とっております。これに邁進するために，日々職員は努力しているところでございます。その延長線上に，こういった自信，現場活動を万全とすると，災害に立ち向かうというようなスタンスで取り組んでおりますので，万全にしていきたいと思っております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 先ほど，市民，それから町民の安全・安心の確保ということで，本当に守ることに日々努力されているという，そのような形で答弁がございましたけれども，答弁の内容からしまして，本当に素晴らしいということに私も感じました。本当に敬意を表したいと思います。

これをずっと継続していただきたいと思うわけでありましてけれども，その点について，財産の取得について，議案第16号について質疑させていただきます。

まず，1業者入札についての競争原理についての見解ということで，今後，組合当局の考えについてだけ，お尋ねします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 今後の入札の考え方ということだと思っておりますけれども，これも先ほど来申し上げましておるように，構成市町であります，その中でも最大の大崎市に準じて，透明性，競争性を確保していく意味で，一般競争入札に力点を置いて進めてまいりたいと思います。

ただ一方で，当組合におきましては，プラントのような特殊な施設がございます。プラントについては，そのプラントメーカーとどうしても随契せざるを得ないという状況でございますので，それらはバランスを取りながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ぜひそのように努めていただきたいと思うものであります。

次に，私たちが資料を頂きましたこの1ページの中に，現行車両における救急処置の状況ということで，平成24年1月から令和3年12月までということで，このところで，古川救急2号車，それから遠田救急1号車，この特定行為とあるのですけれども，その下に，救急救命士が医師の具体的な指示により，高度救命処置用資器材等を使用しながら行った救命処置ということで，この10年間で古川救急2号車が609人，遠田救急1号車が819人，どれだけの皆さんの命を守っていただいたということで，本当に感謝申し上げます。

このときに，医師の具体的な指示とあるのですけれども，先ほど大崎市民病院のドクターが

待機しているということですが、常時このように大崎市民病院のドクターが待機されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答え申し上げます。

まず、医師の具体的な指示というところで、その指示を求める医師のおただしでございますけれども、まず原則はその対象となる傷病者の搬送先の医師、その方に電話をかけまして、そして指示を求めます。

それから、大崎市民病院救命救急センターで、オンコールということで、主に2人といいますか、医師は固定されていませんけれども、この2つの問合せ先に対して、医師の具体的な指示を求めるといふことしております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 搬送先のドクターとか、またはオンコールで大崎市民病院の救命、そういう形での医師ということですね。分かりました。ありがとうございます。

それで、古川救急には何号車まであるのでしょうか。ここには2号車と書いてありますけれども、何号車まであるのですか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 古川救急1号車と、それから古川救急2号車、古川消防署にはこの2台の救急車が配備されております。

それからあと、遠田救急1号車と説明資料に掲載しておりますが、遠田署にも、もう1台、遠田救急2号車と、2台の救急車を配備している現状でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） そのときに、やはり救急救命士が乗っていると思うのですが、毎回、そのような形で、搬送人員が2号車で1万4,511人。1号車、2号車とあるわけですが、そういったときに必ず救急救命士が乗るのか、その辺などをお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

現在、救急隊は11隊ございます。その11隊に、まず救急救命士の資格を持つ隊員は、1名ないし2名は勤務しております。ですので、合計で最低でも3部制を取っておりますことから、33人の救急救命士は、常時、救急車1台につき搭乗をしております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 大変安心いたしました。本当に素晴らしい人員体制で、このところに私、救急救命士の人数と資格取得の研修状況と人材育成ということ載せていましたけれども、こ

の辺のところ、大体33人体制というのは実際何人いらっしゃるのか、その辺のところから、資格取得の研修状況、人材育成までをお願いします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 現在、大崎消防本部には、救急救命士の資格を持つ職員は、全体で62名おります。その中で、実働で今言った救急車に搭乗して現場活動する救命士は48名おります。

この救急救命士の養成、それから研修体制でございますけれども、まず救急救命士の資格を取るためには、国家試験、厚生労働大臣の免許を取得するための国家試験に合格する、そのために研修所におよそ7か月間、入所いたします。これは1年、前期、後期、2期に分けております。大崎消防としましては、1年に2名ほどの救急救命士の養成、この研修所に入校させまして、国家資格を取得して、現場に投入しているということでございます。

それで、各所属にこのような現場投入された救急救命士は、そのままはまだ救急救命士としての仕事はできません。就業前研修ということで、およそ所属で1か月の期間をかけまして、先輩の救命士から活動の研修を行いまして、そして現場に救命士としての活動とは何ぞやというところのノウハウを伝授する期間と、それからあとは病院研修でございます。委託している市民病院に対して、この救急救命士を派遣しまして、病院実習ということで研修をして、それで現場活動に堪えられる救命士として養成をしているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 研修期間が7か月、その後、いろいろノウハウから、それから病院のほうに委託ということで、失礼ですけれども国家試験の合格率は何%なのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 大崎消防は100%でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） ただいまの合格率ということで、100%ということで警防課長から御紹介させましたけれども、あとはそのクオリティーとして、1年に2回、大崎市民病院に生涯教育ということで、実働の救命士を中心に研修を行っております。こういう中でも、市民病院の先生と良好な信頼関係の中で、先生からは本当に大崎消防本部の救命士はクオリティーが高いということでございますので、今後そういった手技、技術の管理と、あとはそういったコンプライアンスも含めて、高みを目指して救命士も頑張っておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） いや、素晴らしいですね、100%。やっぱりそれなりの研修から、常日頃の皆様方の学習の積み重ね、本当に素晴らしいと思います。このように大変クオリティーの

高い消防の救急救命士、先ほどお話しされましたコンプライアンス、今度はそれもしっかりと研修していただきながらやっていただきたいと思っております。

資器材の日常点検、それから定期点検、特別点検、緊急点検、この状況についても聞こうと思っただけですが、すばらしい100%の合格率で、大体分かりましたので、これらの質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

「日程第6 議案第17号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第2号)」

○議長（関 武徳君） 日程第6 議案第17号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第17号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、衛生費で一般管理経費の増額補正を行うものであります。

議案書の4ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ280万円を増額し、予算総額を89億

8, 842万4, 000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、5ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、令和4年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

8款1項繰越金は、前年度繰越金で280万円を増額補正するものであります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

4款1項衛生管理費は、一般管理経費で、令和4年4月1日より休止した大崎広域西部玉造クリーンセンターの施設閉鎖作業に関わる電気料金が、燃料費調整額の高騰などにより不足したことから280万円を増額補正するものであります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ280万円を増額し、令和4年度の予算総額は89億8, 842万4, 000円となりました。

以上、議案第17号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。
討論がなければ、採決いたしたいと思えます。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。
これから議案第17号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和4年第3回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

閉 会

午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月29日

議 長 関 武徳

署 名 議 員 佐藤 弘樹

署 名 議 員 吉田 二郎